

特別管理産業廃棄物処分業許可申請書	
年 月 日	
群馬県知事 へ	
申請者 ふりがな 住 所	
ふりがな 氏 名	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 () -	
郵便番号 □□□ - □□□□	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項の規定により、特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。	
事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類を記載すること。）	
事務所及び事業場の所在地	事務所 電話番号 () -
	事業場 電話番号 () -
事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）	
保管を行う場合には、保管を行うすべての場所の所在地、面積、保管する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合はその旨を含む）、処分等のための保管上限及び積み上げることができる高さ	
事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	
※ 事 務 処 理 欄	

既に処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合はその許可番号（申請中の場合には、申請年月日）	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合には、申請年月日）
申請者（個人である場合）		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
		住 所
(法人である場合)		
(ふ り が な) 名 称	住 所	
法定代理人（申請者が法第 1 4 条第 5 項第 2 号ハに規定する未成年者である場合）		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
		住 所
(法人である場合)		
(ふ り が な) 名 称	住 所	
役員（法定代理人が法人である場合）		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
	役職名・呼称	住 所
役員（申請者が法人である場合）		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
	役職名・呼称	住 所

[illegible]

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
	役職名・呼称	住 所

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 3 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 4 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

【特管処分業】別紙1

事業計画の概要を記載した書類

1 全体計画の概要（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること。）

(施設の設置許可が有る場合に記入すること)

許可番号 号 許可年月日 年 月 日

2 処分する特別管理産業廃棄物の種類及び処分量等

	特別管理産業 廃棄物の種類	処分方法	処 分 量 (t / 月又はm ³ /月)	備 考	
				性状	予定排出事業者の名称 予定排出事業者所在地
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					

備考 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

【特管処分業】 別紙 2

[illegible]

【特管処分業】別紙3

事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所及び処理能力（総括表）

種 類		数 量	設 置 場 所	処理能力
保 管 施 設	(処理前)			
	(処理後)			
中 間 処 理 施 設				
運 搬 機 材				
最 終 処 分 場				埋立地の 面 積 (埋立容量)
埋 立 機 材				

(留意事項)

- ◆ 申請する事業の範囲に係る施設について記入すること。
- ◆ 中間処理施設にあっては、保管施設についても記入すること。

【特管処分業】別紙４の１

事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要（保管施設）

	処理前の廃棄物の保管施設	処理後の廃棄物の保管施設
保管する特別管理 産業廃棄物の種類		
保管施設の所在地		
保管施設の面積		
保管能力		
飛散防止措置		
流出防止措置		
地下浸透防止措置		
悪臭発散防止措置		
害虫発生防止措置		
火災防止措置		
囲いの状況		
備 考		

（留意事項）

- ◆ 複数の施設がある場合は、施設ごとに作成すること。

【特管処分業】別紙4の2

1 事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要（中間処理施設）

処理施設の種類	
法第15条第1項の 設置許可の有無	有（年 月 日 許可） 無
中間処理する特別管理 産業廃棄物の種類	
処理施設の設置場所	
処理能力	（ /日 /時間）
操業予定時間	時間 / 日（時 ～ 時）
受け入れる特別管理産業 廃棄物の性状の分析を 行う設備の概要	
受け入れる特別管理産業 廃棄物の計量を行う設備 の概要	
技術管理者職氏名（予定）	

水 質 関 係	処理前の水質 (計画値)	
	処理後の水質 (計画値)	
	水量	
	排水処理方法	
	放流先の概要	
大 気 関 係	処理後の排ガスの質 (計画値)	
	排ガス量	
	排ガスの処理方法	
騒 音 関 係	発生源の騒音レベル	
	敷地境界の騒音レベル	
	騒音防止措置	
振 動 関 係	発生源の振動レベル	
	敷地境界の振動レベル	
	振動防止措置	

続紙

悪臭防止措置	
粉じん防止措置	
飛散防止措置	
流出防止措置	
地下浸透防止措置	
火災防止措置	
腐食防止措置	
処理施設への地表水の 流入防止措置	
囲いの状況	
中間処理施設であることの 表示方法	

続紙

(焼却設備の場合に記入)

燃焼室への廃棄物供給方法	
燃焼室設備の概要	
主要な燃焼室の出口の炉温 及び燃焼ガス温度の測定・ 記録方法	
助燃装置の概要	
燃焼室への供給空気量調節 設備の概要	
排ガス処理設備の概要	
集じん器に流入する燃焼ガ スの冷却方法	
集じん器に流入する燃焼ガ スの温度及び測定・記録方 法	
排ガス中のCO濃度の測定 ・記録装置	
ばいじん及び焼却灰それぞ れの排出・貯留設備の概要	

続紙

3 中間処理後の（特別管理）産業廃棄物及び排水処理施設等から発生する
（特別管理）産業廃棄物の処理方法

（特別管理）産業 廃棄物の種類		
発生量		
処分方法		埋立処分 海洋投入処分 中間処理 売却 （ 中間処理、売却の場合は具体的な方法 ）
処 分 先	自己処理	（ 処 分 場 所 ）
	委託処理	（処分業者名）
		（ 所 在 地 ）

（留意事項）

- ◆ 複数の処理施設がある場合は、施設ごとに記入すること。
- ◆ 処理施設の設置場所欄は、設置場所の地番すべてを記入すること。
- ◆ 処理能力欄は、1日当たりの処理能力をt(トン)又はm³の単位で記入し、（ ）内に時間当たりの処理能力を記入すること。

1 事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要（最終処分場）

処理施設の種類		安 定 型		管 理 型		遮断型	
法第１５条第１項の 設置許可の有無		有 （ 年 月 日 許可） 無					
最終処分する 特別管理産業廃棄物 の種類							
処理能力	最終処分場の面積		m^2				
	埋立処分の用に供 される場所の面積		m^2				
	埋立容量	廃棄物量	m^3				
		覆 土 量	m^3				
		合 計	m^3				
土地の借用期間		年 月 日 ～ 年 月 日					
埋立予定期間		年 月 日 ～ 年 月 日					
操業予定時間		時間／日 （ 時～ 時）					
１日の搬入予定量		m^3 ／日 （搬入車両 台／日）					
埋立方法							
覆土材確保の状況		(確 保 量)					
		(確保方法)					
		(保管場所)					
技術管理者職氏名（予定）							

続紙

2 最終処分場の所在地等の一覧

[illegible]

水 質 関 係	処理前の水質 (計画値)	
	処理後の水質 (計画値)	
	水量	
	排水処理方法	
	放流先の概要	
騒 音 関 係	発生源の騒音レベル	
	敷地境界の騒音レベル	
	騒音防止措置	
振 動 関 係	発生源の振動レベル	
	敷地境界の振動レベル	
	振動防止措置	
悪臭防止措置		
粉じん防止措置		
飛散防止措置		
流出防止措置		

続紙

公共用水域の汚染防止措置	
地下水の汚染防止措置	
(安定型埋立地の場合で) 公共水域及び地下水の汚染 防止措置がない場合、埋立 地に安定型産業廃棄物以外 の廃棄物が混入することを 防止するための措置	
火災防止措置	
囲いの状況	
最終処分場であることの 表示方法	

4 排水処理施設等から排出される（特別管理）産業廃棄物の処理方法

(特別管理) 産業 廃棄物の種類		
発生量		
処分方法		埋立処分 海洋投入処分 中間処理 売却 [中間処理、売却の場合は具体的な方法]
処 分 先	自己処理	(処 分 場 所)
	委託処理	(処分業者名)
		(所 在 地)

(留意事項)

- ◆ 複数の処理施設がある場合は、施設ごとに記入すること。
- ◆ 最終処分場の所在地等の一覧は、設置場所の地番すべてを記入すること。

【特管処分業】別紙5

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類		
内訳	金 額 （ 千 円 ）	
事業の開始に要する 資金の総額		
	土地	
	事務所	
	収集運搬車両	
調 達 方 法	自己資金	
	借入金	
	（借入先名）	
	その他	
	増資	
備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じて適宜変更すること。		

【特管処分業】別紙6

資 産 に 関 す る 調 書				年 月 日現在
資産の種別	内 訳	数 量	価格、金額（千円）	
現金預金				
有価証券				
未収入金				
売掛金				
受取手形				
土地				
建物				
備品				
車両				
その他				
資 産 計				
負債の種別	内 訳	数 量	価格、金額（千円）	
長期借入金				
短期借入金				
未払金				
預り金				
前受金				
買掛金				
支払手形				
その他				
負 債 計				

【特管処分業】別紙 7

当該事業を行うに足る技術的能力を説明する書類

※ （公財）日本産業廃棄物処理振興センターが実施する特別管理産業廃棄物の処分に関する講習の修了証を添付すること。

誓 約 書

年 月 日

群馬県知事 あて

申請者

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者氏名)

私
当法人は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 4 条第 5 項第 2 号イからへまでのい
れにも該当しない者であることを誓約します。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 4 条第 5 項第 2 号

イ 第 7 条第 5 項第 4 号(イ)から(フ)までのいずれかに該当する者

第 7 条第 5 項第 4 号

- (イ) 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの
- (ロ) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (ハ) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- (ニ) この法律、浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号)その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの(注 1)若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。第 32 条の 3 第 7 項及び第 32 条の 11 第 1 項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 2、第 222 条若しくは第 247 条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正 15 年法律第 60 号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- (ホ) 第 7 条の 4 第 1 項(第 4 号に係る部分を除く。)若しくは第 2 項若しくは第 14 条の 3 の 2 第 1 項(第 4 号に係る部分を除く。)若しくは第 2 項(これらの規定を第 14 条の 6 において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第 41 条第 2 項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合(第 7 条の 4 第 1 項第 3 号又は第 14 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号(第 14 条の 6 において準用する場合を含む。))に該当することにより許可が取り消された場合を除く。)においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成 5 年法律第 88 号)第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第 8 条の 5 第 6 項及び第 14 条第 5 項第 2 号ニにおいて同じ。)であつた者で当該取消しの日から 5 年を経過しないものを含む。)
- (ハ) 第 7 条の 4 若しくは第 14 条の 3 の 2(第 14 条の 6 において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第 41 条第 2 項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第 3 項(第 14 条の 2 第 3 項及び第 14 条の 5 第 3 項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分(再生することを含む。)の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第 38 条第 5 号に該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から 5 年を経過しないもの
- (ト) (ハ)に規定する期間内に次条第 3 項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第 38 条第 5 号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、(ハ)の通知の日前 60 日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは政令で定める使用人(注 2)であつた者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の政令で定める使用人(注 2)であつた者で、当該届出の日から 5 年を経過しないもの
- (フ) その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者(以下この号において「暴力団員等」という。)

ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの

ニ 法人でその役員又は政令で定める使用人(注 2)のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの

ホ 個人で政令で定める使用人(注 2)のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの

ヘ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

(注 1) その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるものとは、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

(注 2) 政令で定める使用人とは、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるもの

- (1) 本店又は支店(商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所)
- (2) (1)に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

添付を省略する書類の一覧表

◆添付を省略する書類を理由毎に記載してください。（○印を記載）

◆変更許可申請については、内容に変更がない場合に限りです。

省略できる書類	省 略 す る 理 由			
	更新・変更許可 申請のため	先行許可証を提 示するため	2つ以上の許可を 同日に申請するため	優良性評価 適合のため
※①法人の登記事項証明書				
※③～⑦住民票（個人・法人役員等）				
※⑧登記されていないことの証明書（個人・法人役員等）				
※④株主（法人）の登記事項証明書				
⑨定款又は寄付行為				
⑪事務所、営業所、産業廃棄物処理施設等の案内図				
⑫産業廃棄物処理の工程図（フローチャート）				
⑬事業の用に供する施設の構造を明らかにする書類				
⑭申請者が施設の所有権を有することを証する書類				
別紙 4 の 2 続紙 中間処理後の産業廃棄物の処分方法を明らかにする書類				
別紙 5 事業の開始に要する資金の総額、調達方法等				
別紙 6 資産に関する調書（個人）				
決算書				
※法人税納税証明書				
※所得税納税証明書				
別紙 8 誓約書				

※印の書類については、申請者が許可申請の際に原本を提示すれば、その写しを提出することが可能です。

● 2つ以上の許可を同日に申請する場合に記入

今回添付を省略した書類は、 年 月 日付けで提出した以下の申請書に添付されています。

（産業廃棄物収集運搬業 ・ 特別管理産業廃棄物収集運搬業
産業廃棄物処分業 ・ 特別管理産業廃棄物処分業

新規 ・ 変更 ・ 更新 ） 許可申請書

政令使用人に関する申立書

年 月 日

群馬県知事 様

住 所
氏 名

下記の者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の10に規定する「政令で定める使用人」であることを証します。
また、下記のとおり組織を編成しております。

【政令使用人】
(役職名) 氏 名

【組織図】

※政令使用人が講習会修了者である場合は、社員であることの証明（健康保険被保険者証等）を添付